

## 船橋市事業再構築・設備投資促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍での燃料費・物価高騰など、事業者を取り巻く環境が大きく変わる中、事業者が国の補助制度を円滑に利用できるよう、専門家から申請支援を受けるための経費を予算の範囲内において補助することにより、時代に即した事業再構築・設備投資を促進することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 船橋市事業再構築・設備投資促進補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次に掲げる国の補助制度（以下「対象制度」という。）のいずれかを申請していること。

ア 事業再構築補助金

イ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

ウ 小規模事業者持続化補助金

(2) 補助金の交付申請日時時点で市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。

(3) 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助金の交付対象としない。

(1) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者

(3) その他市長が適当でないと認める者

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす経費とする。

(1) 令和5年6月30日以降に申請した対象制度の申請支援に係る経費であること。

(2) 中小企業庁が認定した経営革新等支援機関若しくは中小企業診断士、公認会計士、税理士又は弁護士の資格を有する者に対し支払った経費であること。

(3) 申請支援を受けた対象制度を活用する事業の主たる事業実施場所が市内

であること。

- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を減額した額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対し支払った経費は、補助対象経費としない。
  - (1) 申請者本人又は申請者の代表者が代表者を務める法人
  - (2) 申請者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（自然人を含む。次号において同じ。）をいう。）又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）
  - (3) 申請者又は申請者の代表者の配偶者又は二親等内の親族並びに当該配偶者又は親族が代表者を務める法人

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、その額が25万円を超えるときは25万円とする。

（交付申請）

第5条 申請者は、船橋市事業再構築・設備投資促進補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象制度を申請したことが確認できる書類
- (2) 申請した対象制度の事業計画書
- (3) 補助対象経費を支払ったことを確認できる書類
- (4) 補助金の振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は第1号様式に代えて、同様式と同等の項目を入力する所定のフォームから、オンライン申請することができるものとし、オンライン申請を用いた場合は押印を不要とする。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査したうえで交付の可否を決定し、その旨を、船橋市事業再構築・設備投資促進補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を、船橋市事業再構築・設備投資促進補助金交付決定取消通知書（第3号様式）により取消しを通知し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を船橋市事業再構築・設備投資促進補助金返還命令書（第4号様式）により命ずるもの

とする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(関係帳簿の整備等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付申請に係る帳簿及び証拠書類等を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類等を交付決定を受けた日の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

第1号様式

船橋市事業再構築・設備投資促進補助金交付申請書

船橋市長 あて

申請者

本社等の所在地	
名称（屋号）	
代表者職・氏名	(印)

<この申請に関する連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
Email	

船橋市事業再構築・設備投資促進補助金の交付について、下記事項に虚偽が無いことを誓約のうえ申請します。

記

1 確認事項※該当するものにチェックしてください（全て該当する必要があります）

<input type="checkbox"/> 本補助金の交付申請日時時点で市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有していること。
<input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払先が以下のいずれでもないこと。 ① 申請者本人又は申請者の代表者が代表者を務める法人 ② 申請者の親会社等又は子会社等 ③ 申請者又は申請者の代表者の配偶者又は二親等内の親族 ④ 申請者又は申請者の代表者の配偶者又は二親等内の親族が代表者を務める法人
<input type="checkbox"/> 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。
<input type="checkbox"/> 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体でないこと。
<input type="checkbox"/> 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有さないこと。

2 振込先口座

金融機関名		金融機関コード(4ケタ)	
支店名		支店コード(3ケタ)	
預金種目			
口座番号（7ケタ）			
口座名義人			
口座名義人（カナ）			

※ 口座名義は、申請者と同一の名義としてください。事情により申請者と同一名義の口座に出来ない場合は、代表者印を押印した委任状を添付してください。

### 3 補助対象経費等

申請した対象制度	<input type="checkbox"/> 事業再構築補助金 <input type="checkbox"/> ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 <input type="checkbox"/> 小規模事業者持続化補助金
対象制度の申請日	
補助対象経費 の支払先	<input type="checkbox"/> 認定経営革新等支援機関 <input type="checkbox"/> 中小企業診断士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 公認会計士 <input type="checkbox"/> 弁護士
補助対象経費 の総額（税抜額）	円

※ 補助対象経費は、令和5年6月30日以降に申請した対象制度の申請支援に係る経費（相談費用、着手金、成功報酬等）となります。

※ 申請支援を受けた対象制度の補助事業の主たる事業実施場所は、市内であることが要件となります。

### 4 交付申請額

金	円
---	---

※ 補助対象経費の総額の2分の1、千円未満切り捨て、上限25万円となります。

### 5 添付書類

- 対象制度を申請したことが確認できる書類
- 申請した対象制度の事業計画書
- 補助対象経費を支払ったことを確認できる書類
- 補助金の振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの

### 6 申請に関する補足

第2号様式

船橋市事業再構築・設備投資促進補助金交付可否決定通知書

年 月 日 号

様

船橋市長

申請のあった船橋市事業再構築・設備投資促進補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。

交付金額 円

2 交付しません。

理由

第3号様式

船橋市事業再構築・設備投資促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日 号

様

船橋市長

年 月 日付けの船橋市事業再構築・設備投資促進補助金の交付決定については、下記理由により取り消しましたので、船橋市事業再構築・設備投資促進補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

取り消しの理由

第4号様式

船橋市事業再構築・設備投資促進補助金返還命令書

号  
年 月 日

様

船橋市長

船橋市事業再構築・設備投資促進補助金第7条の規定により、次のとおり助成金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年 月 日	文書番号	号
交付年度			
交付決定額	円		
既交付額	年 月 日 交付 _____円		
	計 _____円		